新しい経済政策パッケージ（概要）

〔第２章「人づくり革命」抜粋〕

平成29年12月８日
閣　議　決　定

項　目・内　容	備　　考
1. 幼児教育の無償化（約8,000億円）	**平成32年４月実施**（一部は31年４月）
▶３～５歳の幼稚園、保育所、認定こども園 ・認　可：全員無償（所得にかかわらず一律） ・認可外：対象範囲等を来年夏までに結論 ▶０～２歳の保育所 ・当面、住民税非課税世帯を対象に無償化を進める	【３～５歳の幼稚園】 ・「子ども・子育て支援新制度」の対象とならない幼稚園は、同制度の利用者負担額を上限 【障害児通園施設】 ・就学前障害児の発達支援も無償化を進める
2. 待機児童の解消（約3,000億円）	**平成31年４月実施**（保育士の処遇改善）
・平成32年度末までに32万人分の受け皿を整備 ・保育士の確保と処遇改善（※） ・平成30年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを確保	※今年度の人事院勧告に伴う引き上げに加え、平成31年４月からさらに１％（月額3,000円相当）保育士の賃上げを実施
3. 高等教育の無償化（約8,000億円）	**平成32年４月実施**
▶住民税非課税世帯 ・対象機関：大学、短期大学、高等専門学校、専門学校 ・国立大学：授業料・入学金を免除 ・**私立大学：国立の授業料に一定額を加えた額を上限に支援** **入学金も免除**（国立の入学金を上限） ・その他、給付型奨学金を拡大し、生活費等を含めて対応 ▶低所得世帯（住民税非課税世帯に準ずる世帯） ・住民税非課税世帯に準じた支援を段階的に行う	**【支援対象者の要件】** ・高校在学時の成績のほか学習意欲を確認 ・大学進学後は学習状況に一定の要件を課す **【支援措置対象大学の要件】** ・学問追究と実践的教育のバランスを考慮 ・実務経験のある教員による科目配置、一定割合の外部理事、厳格な成績管理の実施・公表等 ※成績要件や対象学校の基準は来年夏に結論
4. 私立高校の授業料の実質無償化（別途財源を確保）	**平成32年度までに実現**
・消費税使途変更による現行制度・予算の見直しにより、安定的な財源を確保し、年収590万円未満の世帯を対象とした実質無償を実現	・住民税非課税世帯：実質無償化（年39万円） ・年収350万円未満：最大35万円（年額） ・年収590万円未満：最大25万円（年額）
5. 介護人材の処遇改善（約1,000億円）	**平成31年10月実施**
・経験・技能のある職員に重点化を図り処遇改善を進め、経験等に応じて賃金が上昇する仕組みを導入	・勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均８万円賃上げ（障害福祉人材も同様）
6. 施策を実施するための安定財源	
・消費税増税（平成31年10月実施）分：**1.7兆円** ・事業主からの拠出金による増額分：**0.3兆円**（※）	※子ども・子育て支援として3,000億円増額し企業主導型保育事業とその運営費に充当
7. 財政健全化との関係	
・プライマリーバランス（PB）黒字化を目指す目標自体は堅持（※） ・来年の「骨太の方針」でPB黒字化達成時期等の計画を提示	※消費税使途の見直しにより、平成32年度のPB黒字化達成は困難
8. 来年夏に向けての検討継続事項	
・リカレント（学び直し）教育の抜本的拡充に向けた検討 ・**HECS等諸外国の事例を参考とした検討**（※） ・全世代型社会保障の更なる実現に向けた検討	※大学改革や教育研究の質向上と併せ、豪州のHECS等諸外国の事例も参考に中間所得層におけるアクセスの機会均等について継続検討

その他（第３章「生産性革命」―「3. イノベーションによる生産性革命」関係）

▶イノベーション促進基盤の抜本的強化
・若手研究者が研究費を獲得しやすい改革の推進
・イノベーションを軸とした国公私立の枠を超えた大学の連携や統合・機能分担のあり方について、平成30年度中までに成果を得て所要の改革を推進

▶成長分野への人材移動と多様で柔軟なワークスタイルの促進
・大学等において実践的な教育を推進するため、産学による「官民コンソーシアム」の取組を本年度内に開始
・工学系教育改革を進めるため、本年度内を目途に大学設置基準の改正等を実施

（備考）上記「3. 高等教育の無償化」の閣議決定（本文）は別紙参照

別 紙

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月８日閣議決定）
〔第２章「３.高等教育の無償化」抜粋〕

３．高等教育の無償化

（これまでの取組と基本的考え方）

高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

高等教育の負担軽減については、これまでも、授業料減免の拡大とともに、奨学金制度については、有利子から無利子への流れを加速し、必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるよう充実を図ってきているほか、返還猶予制度の拡充による返還困難時の救済策の充実などに取り組んできた。また、今年度からは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって進学を断念することがないよう、給付型奨学金制度を新たに創設したほか、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによって、所得が低い状況でも無理なく返還することを可能とする新たな所得連動返還型奨学金制度を導入した。また、無利子奨学金についても低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとした。

最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実[5]である。また、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い、これもまた事実である。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する[6]。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

（具体的内容）

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。１年生に対しては、入学金についても、免除する[7]。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費[8]を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

（支援対象者の要件）

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には

支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、ＧＰＡ（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める[9]。

（支援措置の対象となる大学等の要件）

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること[10]、③成績評価基準[11]を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

（実施時期）

こうした高等教育の無償化については、2020年４月から実施する。なお、上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。

（生活困窮世帯等の子どもの学習支援）

子どもの学習支援事業を高校中退者を含む高校生世代等において強化するとともに、社会的養護を必要とする子どもや生活保護世帯の子どもの大学進学を後押しする。

【脚注】

5 （独）労働政策研究・研修機構調べ（2016年）によると、最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に7500万円程度の差が存在。「2012年高卒者保護者調査」（文部科学省科学研究費報告書）によると、大学進学率は年収400万円以下の世帯では27.8%である一方、年収1050万円以上の世帯では62.9%と算出される。

6 高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について行う。

7 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

8 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、（独）日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

9 例えば、①１年間に取得が必要な単位数の６割以下の単位数しか取得していないときや②ＧＰＡが下位４分の１に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

10 例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の１割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、②理事総数の２割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

11 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。